5月23日(日)に開催された
津波防災シンポジウム

それは必ずやって来る

日ごろの準備が 自分や家族を守ります

国の地震調査委員会の報告によると、宮城県沖の太平洋において今後30年以内に99パーセントの確率で震度6以上の大地震が発生すると言われています。町では、2月28日のチリ中部沿岸地震津波の際に、町民の皆さんがどのような避難行動をとったのかを把握し、今後の防災対策の参考とするためアンケート調査を実施しました。主な集計結果をお知らせします。

チリ中部沿岸地震津波アンケート調査

実施時期…3月16日(火)～4月1日(木)
調査対象…市街地及び沿岸部の3,934世帯
回収数(回収率)…1,395件 (35.5%)

主な集計結果

Q昭和35年のチリ地震津波の際、被害を受けましたか？

回答者の31・2%の方が、被害を「受けた」という回答でした。

津波体験者は年々減少しています。50年前の津波体験の教訓を後世に伝えると共に、いざというときの心構えや備えをしていくことが大事です。

Q津波が来ることを知っていましたか？

大津波警報に関する情報は、95・3%の方が「知っていた」という回答で、情報の入手方法については、「テレビ」が最も多く55・1%、次いで「防災無線」が31・2%でした。また、避難指示情報に関しても、96・6%の方は「知っていた」という回答でした。

今回の場合は、地震を感じない遠地からの津波でしたが、強い地震による場合には停電も想定されますので、停電時や避難時に活用できる携帯ラジオなどの備えが必要です。

5月24日(月)地震・津波防災訓練
上の山に避難する町民の皆さん

Q避難指示が発令されたとき避難しましたか？また、どこに避難しましたか？

「避難をした」と回答した方は48%で、半数を下回りました。避難をしなかった理由で1番多かったのが「自宅が高台にある」というもので、この方々を避難すべき対象世帯から除いた避難率は、78・9%でした。

避難した場所は、「近くの高台」が30・9%、「指定避難場所」は、24・2%で、「親戚の家」と回答した方が最も多く40・1%でした。

避難率が約8割となりましたが、これでもまだ避難をしていなかった人がいます。緊迫性のない場合の避難行動には難しさがあるといわれていますが、津波注意報や津波警報が発表されたときは直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所へ避難するように心がけましょう。

特集
地震・津波アンケート
調査の結果

車での避難が安全とはいえません

Q家族何人で避難しましたか？また、避難の手段は何ですか？

避難した家族の人数は、「2人」と回答した方が最も多く34・4%で、次に「3人」の20・8%でした。また、避難の際に「車」を使用したと回答した方は61・8%で、「徒歩」と回答した方は35・7%でした。

今回は時間的な余裕があったため、家族単位で親戚の家に避難したという結果だと考えます。なお、時間的な余裕がない近地での地震津波の場合は、車ではなく必ず徒歩で避難するように心がけましょう。平成5年の奥尻地震では、車で避難しようとした方の多くが津波による犠牲になっています。

Q何時ころ帰宅しましたか？

避難先から帰宅した時間は、「大津波警報から津波警報に切り替わった後（午後7時頃）」と回答した方が40・4%、次いで「夕食の時間帯（午後5時頃）」が29・5%、「最大波を観測する前（午後4時頃）」に帰った方は10・4%でした。

津波は繰り返し襲ってきますので、警報や注意報が解除されるまでは気をゆるめないことが大切です。2月29日の津波では、午後4時頃の第3波が最大波でしたが、その後も50センチから60センチの津波が繰り返し観測されました。

Q避難しなかった理由は？

避難しない理由については、「自宅が高台にある」と回答した方が77・7%で、「自己判断」や「慣れ」と回答した方は16・3%でした。

自宅が高台にあるということで避難しなかった方が多かったようですが、津波はその地形により、予想より大きくなる場合があります。浸水予測図などを参考に、自分の家が本当に大丈夫か確認してください。

皆さんからの指摘事項

避難所への食料支給がなかった

避難者への食料支給については、避難状況を確認したあと状況に応じて行いますが、実際の災害時は混乱が予想され、すべてにいきわたらないことも想定されます。各家庭においては、日ごろから災害に備えた最低限の食料や飲料の備蓄についてお願いします。

非常用の食べ物や飲み物の準備も大事です

体が不自由で避難所へ行けない

災害時には、すべての方の避難を役場や消防署の職員だけで対応することができません。このことから、地域の力を借りて、体が不自由な方々の避難対策を行っています。災害時の避難支援を希望する方は、お近くの民生委員などに相談し、「災害時要援護者」として登録することにより、いざというときに支援が受けられる仕組みになっています。詳しくは、保健福祉課社会福祉係（☎46-5113）まで問い合わせください。

防災無線が聞こえなかった

防災無線の難聴地区をなくすため、平成22年度中にデジタル方式による防災行政無線の更新整備を行います。その際は、各家庭の個別受信機も新しいものと交換します。

職員の災害時の体制が不十分だと思う

災害時における職員の体制はマニュアル化されており、災害の状況に応じて現場配置が行われます。しかし、この様なご意見をいただきましたので、再検討のうえ新たな体制により今年度の地震津波防災訓練を実施しました。

関係機関による災害対策本部設置訓練の様子

そのほか、たくさんのご意見をいただきましたので、今後の防災対策上の参考とさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

問い合わせ 危機管理課 ☎46-1376